

## 福岡県公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的な考え方

平成18年11月20日

平成25年 2月 5日

平成31年 3月28日

福岡県公立大学法人評価委員会決定

この「基本的な考え方」は、福岡県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するにあたっての基本的な考え方や評価の方法等について定めたものである。

### 1 評価委員会の基本方針

- (1) 評価は、教育研究の特性や運営の自主性・自律性に配慮して行うものとする。
- (2) 評価においては、法人が個性・強みを最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築し、一層の個性化・機能強化が図られたかという点について留意するものとする。
- (3) 中期目標・中期計画の進捗状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、改善すべき点等を明らかにし、評価を通じた法人の質的向上に資するものとする。
- (4) 中期目標・中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて修正を求めるものとする。
- (5) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取り組み状況やその成果を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たすものとする。
- (6) 評価に関する作業が、法人の過重な負担にならないよう留意するものとする。

### 2 評価方法

- (1) 評価は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2第1項第1号から第3号に定める各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、同項第2号に定める中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「暫定評価」という。）及び同項第3号に定める中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を実施する。また、年度評価又は中期目標期間評価を実施するため必要と判断した場合は、年度又は中期目標期間の中途において、法人に業務の全部又は一部の進捗状況の報告を求めることとする。
- (2) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。また、法第79

条の規定に基づき、暫定評価又は中期目標期間評価は、認証評価機関の評価を踏まえることとする。

(3) 年度評価、暫定評価及び中期目標期間評価の方法は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

ア 項目別評価

中期目標・中期計画に定められた各項目ごとに進捗状況又は達成状況を確認し、評価を行う。

イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。

(4) 年度評価、暫定評価及び中期目標期間評価の具体的な方法については、別に実施要領で定める。

### 3 評価結果の活用

(1) 評価を通じた業務改善の強化の観点から、評価結果の報告を受けた知事は、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方並びに運営費交付金の算定等について評価結果を活用する。

(2) 評価結果の通知を受けた法人は、法人の業務改善及び役員の処遇に評価結果を活用する。

### 4 評価を受ける法人が留意すべき事項

評価委員会としての基本的な考え方は上記のとおりであるが、評価を受ける法人が留意すべき事項は次のとおりである。

(1) 法人は、自己点検・評価の結果や自己改善の方法等について、県民の視点に立って、分かりやすい説明を行うよう留意する。

(2) 法人は、目標の達成に向け、組織内の責任の所在を明確にし、自己点検・評価の実施体制を確立する。

### 5 その他

この「基本的な考え方」については、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。